

受付方法	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付（所在地：長崎市常盤町1番60号 長崎港常盤ターミナルビル）</p> <p>(2) 電話による受付（電話番号：095-823-6465）</p> <p>(3) ファクシミリによる受付（FAX番号：095-823-3071）</p> <p>(4) 電子メールによる受付（メールアドレス：nagasaki-plt@hi3.enjoy.ne.jp）</p>
受付事項	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類</p> <p>(2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p>
当直表	<p>会員の休息時間及び休日確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。</p>
受付条件	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。</p> <p>1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合</p> <p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の5時間前までに申し込みされたものであること。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</p>

2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合

(1) 次のすべての要件を満たすものであること。

イ 当該水先人が当該要請を応諾すること。

ロ 当該要請が水先開始予定時刻の1週間前から72時間前までに申込みされたものであること。(ただし、72時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。)

ハ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは水先業務時間だけでなく、移動時間(1時間)及び休息时间(1時間)をふくめるものとする。

ニ 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。

・水先に特殊技能を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること

(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。

会員への
連絡

本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。

(1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく、会員に連絡するものとする。

(3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとする。

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
1年未満	3万総トン未満の船舶（1万総トン以上の危険物積載船を除く。）
3年未満	すべての船舶（5万総トン以上の危険物積載船及び5万総トン以上の客船を除く。）
5年未満	すべての船舶（10万総トン以上の危険物積載船及び5万総トン以上の客船を除く。）

安 全 運 航 基 準

平成19年4月1日

長崎水先区水先人会

1. KEEL CLEARANCE

本船喫水の10%以上のCLEARANCEを保つこと。

2. 海・気象条件

入出港及び転錨時においては原則として次の通りとし、操船支援曳船・作業船の配備状況、本船の状態、性能等を考慮し関係者と協議の上、入出港・転錨の可否を検討する。

- ① 風速 15 m/sec 以下
- ② 視程 1,000m 以上
- ③ 波高 1.5m 以下

3. 九州 STEEL CENTER への入出港船については、船首マストと船橋前面までの間隔が、STEEL CENTER の OVERHANG CRANE の外側幅より4m以上長いことを条件とする。

代理店より船首マストから船橋前面までの間隔、船首尾マストの高さ等の情報を事前入手し、入港可否を検討する。

以上